

第三十一回 参議院逋信委員会會議録第十五号

昭和三十四年三月十九日(木曜日)午後一時三十三分開会

委員の異動

本日委員吉米地義三君辭任につき、その補欠として前田佳都男君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 手島 榮君
理事 新谷寅三郎君
松平 勇雄君
森中 守義君

委員

石坂 豊一君
黒川 武雄君
前田佳都男君
宮田 重文君
最上 英子君
鈴木 強君
三木 治朗君
山田 節男君
奥むめお君

國務大臣

郵政大臣 寺尾 豊君
政府委員 郵政事務次官 廣瀬 正雄君
郵政省貯金局長 加藤 桂一君
郵政省簡易 大塚 茂君
保險局長 勝矢 和三君
事務局側 常任委員 勝矢 和三君
会専門員 勝矢 和三君

○郵便貯金の旧預金者等に対し旧預金部資金所屬の運用資産の増加額の一部を交付するための大蔵省預金部等損失特別処理法第四條の臨時特例等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○簡易生命保險法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(手島榮君) ただいまから開会いたします。

郵便貯金の旧預金等に対し旧預金部資金所屬の運用資産の増加額の一部を交付するための大蔵省預金部等損失特別処理法第四條の臨時特例等に関する法律案を議題といたします。

前回に引き続いて御質疑のおありの方はどうぞ御発言願います。

○國務大臣(寺尾豊君) 前回の委員会におきまして、森中委員からの保險の募集目標について御質疑がございました。そのときに私の方で十分事実を検討して次回にお答えするということがございました。でありますから、ただいま貯金についての御審議であります。その前に森中委員の前の質疑に對してお答えさせていただきます。かように存じます。どうぞ。

○委員長(手島榮君) どうぞ。

いは國の財政状態、經濟事情、あるいは理論的に、合理的に、このきめ方については根據のある各種のデータ、その他諸般の情勢を分析をして、そして合理的な保險の募集目標を定めるべきではないか、おそらくかような御質疑であつたと存じます。ところが、今回のこの保險の目標というようものを三十四年度十八億にいたし、またその中に新種保險を二億と、こういうような目安を作つたということにつきましては、これは毎年の保險募集目標をいわれる財政上の要請を適算をした、逆算から考へるというようなことではなくて、多年の経験と申しますか、そういう実績をもとにして、なお保險募集従事員等の実績等も勘案して、一応この目標を作つたという実情であります。このことは、森中委員が御指摘のように、まず少しそうした根據ある諸般の事情に即して、それから計算をして目標を定めるべきであるということは、私も森中委員の御指摘の点は十分検討して、そういう根據ある目標を定めるべきであるというところは、さうに考へるわけでありまして、しかし、今回の目標といたしましては、今申し上げましたような實際に即した実情にかんがみてこれを定める、こういうことでは、なほはこの点においては御質問の御趣旨に沿ひ得なかつたということでは遺憾でありますけれども、今後におきましては、そういったような面をもあわせ十分検討いたしまして募集目標をきめたい、かように考えますので、

この点御了承を願ひたいと思います。

○森中守義君 大臣の一夜づけの勉強にしては大体上でございます。従つて、了承してくれということでありまして、それで了承できる面とできない面もある。ただし、法案の審議を進行中でありまして、この審議の経過の中に漸次、大臣のたゞいまの大へん苦しい御答弁の内容についてたゞすべき点もあるやうでございますから、たゞいまの答弁は答弁として承わつておきたいと思ひます。

○松平勇雄君 私は前回の委員会の中で座いたしましたので、他の委員の質問と重複いたすかも知れませんが、以下数点に關しまして政府の御意見を伺ひたいと思ひます。

まず、この郵便貯金の第二封鎖預金というのとは一体どういふふうないきさつでできたか、それをお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(加藤桂一君) お答え申し上げます。

御承知の通り、終戦後間もなく出現した悪性インフレーションを防止するために、經濟危機の解消のために、昭和二十一年の二月に金融、通貨、財政、食糧、物価など広範圍にわたつて総合的な緊急措置がとられたのでございまして、金融面におきましては、同年の二月十七日に金融緊急措置令という緊急勅令が施行されまして、その際現存しておりました郵便貯金及び郵便振替貯金というものが、民間金

融機關の預貯金と同様に封鎖されたわけでございます。そういったしまして、一定額までの生活費であるとか、定期的給付などの支払いの場合を除きまして支払いを禁止されたわけでございます。その後續きまして、二十一年八月になりまして、金融機關に生じた損失を適正に処置する基礎をさらにためるため、封鎖預金につきまして、八月十一日午前零時現在の金額をもちまして、第一封鎖預金と第二封鎖預金というふうに区分せられたのでござい

ますが、この第一封鎖と第二封鎖はどのようないきさつでできたかと申しますと、當時一口三千円未満の貯金につきましては金額を第一封鎖といたしたわけでございます。それから一口三千円以上の貯金で、個人の貯金といたしましては、一世帯ごとにかつ一金融機關ごとに名寄せをいたしまして、一世帯について世帯主及び世帯員、おのおの一人につきまして四千円の割合で計算いたしました金額、ただし三万二千円までを最高限度といたしまして、この三万二千円と、それから世帯員の員数に關係なく一万五千円、そのどちらか多額の金額をとりまして、それまでを第一封鎖とする。それ以上を第二封鎖ということになったわけでございます。

また法人その他の団体の貯金につきましては、一口三千円以上の貯金で法人のものは一万五千円までを第一封鎖といたしまして、その残りの金額が第二封鎖ということになった次第でございます。

○松平勇雄君 この切り捨てられた貯金を旧預金者に返すという事は当然なことであつて、今回の政府の措置はまことにけつこうだと思つたのでありますが、そのためにこのような立法措置をとらなければならぬ理由はどこにあるのであつたのでしょうか。

○政府委員(加藤桂一君) お答え申し上げます。郵便貯金の第二封鎖預金の切り捨ての措置は、御承知の通り、大蔵省預金部等損失特別処理法に基いて行われたのでございまして、その第四條によりまして、切り捨ての行われ

た昭和二十四年二月二十一日以後におきまして損失に立てられました資産から回収金が生じたときは、まず一般会計から借り入れを受けました補償金三十六億一千八百万円をまず返済いたしまして、なお残額があるときは政令でその処分を定めるということが規定されておるのでございまして、従いまして、この一般会計から借り入れを受けました三十六億一千八百万円を返済した際におきましては、政令でこの第二封鎖によって権利を切り捨てられた旧預金者等に返済してかまわないのでございまして、まだ回収金の金額が昭和三十三年十二月末日におきまして二十六億四千万にしか達しておらず、まだ十億ほどの回収金が出てきませんと一般会計に返すことができませんので、それを待ちますとまだ四、五年の年月を要しますので、この際、この二十六億の回収金の中から一億預金者に返す元利合計の二億四千百万円というものを先食いと申しますか、一時それから持つて参りまして、それを財源といたしましてこの際預金者に交付しようと、こういう旧大蔵省預金部

等損失特別処理法の第四條に定められております順序を要するわけでございますので、その臨時特例を定める必要がございます。従いまして、こういった特別の法律案を御審議願わなかつたならぬことになったわけでございます。

○松平勇雄君 そうすると、この交付金に今度は利息を加算して支払うというふうなことになるわけですが、この利息は昭和二十四年二月二十一日から昭和三十四年三月三十一日までの間の利息を払うわけなんですか。

○政府委員(加藤桂一君) この第二封鎖によりまして切り捨てられた金額を旧預金者等に交付するのでございまして、それには、まあこれは法律上交付と申しておりますが、実質的には旧預金の債権の復活措置でございまして、もし昭和二十四年二月二十一日以後その貯金が継続して運用されておつたといふした場合に計算いたした利息を、本年の、昭和三十四年の三月三十一日までの利息を計算いたしまして元金に加えてお払いするわけでございます。その利率は、御参考までに申し上げますと、通常貯金につきましては、途中昭和二十七年に一度郵便貯金の利率の変更がございまして、現在は三分九厘六毛になっておりますが、それ以前におきましては二分七厘六毛でございまして、昭和二十七年までの利率は二分七厘六毛、その後は三分九厘六毛で利息を計算いたしまして加算するわけでございます。また振替貯金につきましては利率の変更がございせんのでしたもので、ずっとその間二分八厘八毛という利率で計算いたした利息を加算してお返しすることに

なりました次第でございまして。

○松平勇雄君 そうすると交付金の総額、それから交付を受ける人員と、一人当りの平均受取金額はどのくらいになるのでしょうか。

○政府委員(加藤桂一君) お答え申し上げます。交付金の額は、元本に相当する切り捨て額が一億六千万九百万円でございます。で、これに對しまして、利子に相当する加算額は七千万九百万円でございますので、合計いたしまして二億四千九百万円ということになる次第でござい

ます。また交付の対象となる人員は約八万一千三百人でございます。その内訳は、郵便貯金の旧預金者が約八万人、郵便振替貯金の旧加入者は約三千三百人ということになっております。一人当りの平均受取金額は、郵便貯金の旧預金者が二千八百八十五円、振替貯金の旧加入者は七百四十七円ということに相なつておる次第でござい

ます。

○松平勇雄君 この切り捨てが行われた昭和二十四年から今日までもうすでに十年くらいたつておるわけなんです、当時の通帳なども相当紛失しているものが多いんじゃないかと思つてますが、こういった通帳を紛失した者が交付金を受けられないということがあつたらうと、その状態になるわけですが、その通帳を紛失した者に対してはどういったような処置をされるのですか。

○政府委員(加藤桂一君) お示しのようには、切り捨てが行われてから十年ほど経過いたしておりますので、あるいはこの旧預金者の方々におかれましては、通帳その他の証明資料を他を持ち合せられないという方も多数

おられるかと推察できるのでございまして、私も全国に二十八の地方貯金局がございまして、そこにおきまして当時第二封鎖を設定せられたときに、第二封鎖設定報告書というものを郵便局からとつておまして、それからまた、第二封鎖預金切り捨て額報告書というふうなものもとつておまして、二十八の地方貯金局でほとんどその証憑資料を保存いたしておりましたので、現在もうすでにそういった書類によりまして調査を進めかけておる次第でございまして、もしこの法律案が施行になりましたら、こちらから各旧預金者の方々に案内状を差し出すことにいたしておまして、周知徹底をはかりたい。また、旧預金者の方が実際に申し出られた場合に、証明資料がない場合は、省令その他によりまして適当な保証人を立てたり、いろいろいたしまして、権利の確認といったような措置もつて万全を期したいと思つておる次第でござい

ます。

○松平勇雄君 最後に、交付金の予算的措置はどのようにしておるか。受け取りにこない旧預金者なども多いと思つてますが、不用額の処理はどのようにするのか、それを一つ伺いたいと思つておる次第でござい

ます。

○政府委員(加藤桂一君) お答え申し上げます。先ほど御説明申し上げました交付金の元利合計の総額は二億四千九百万円でございます。その財源は、いわゆる元本に相当いたします一億六千万九百万円は、旧預金部資産の中から出るわけでございます。それから旧勘定に上つて参りました回収金は、現在の資金運用部におきまして資金運用部の積立金と一緒にいたしまして、運用

をすでにいたしておるわけでございます。この利息に当ります七千万九百万円は、資金運用部特別会計から歳出に立てまして、元本合せまして郵便貯金事業特別会計の方に繰り入れを受けることになっておる次第でござい

他で、どうしてもそういった私どもの通知が届かないというような場合で、また証明資料もないというようなこと

で、まあお申し出になりましたような場合は、現在私どものやっております、災害等によりまして通帳その他全部を焼かれてしまったという方々にとつてやっております、いわゆる権利確認の手続きと申しますか、適当な保証人を立てまして郵便局にお申し出になりますと、私どもの方で原簿、その他の一切の証拠書類を調査いたしました、真実であると郵便局長が認めまし

た場合はお支払いをしておるといふような、権利確認の手続によつて処理いたしたいと考えておる次第であります。

○森中守義君　これは預金者の立場からいえば、郵便局の窓口に行きまして、できるだけ簡便に支払いを受けるということが、こういう法措置を講ずる一つの目的でもあると思うのです。しかし、往々にして非常に仕事が多雑になり、しかも原簿所管庁から通知が行つて、それで持つていつても、

う非常にむずかしい煩瑣な手續を往々にしてとられがちなものですが、この際は大体原簿を中心にして、たとえば預金者が死亡していたとかいうような場合に、継承をどうしたかこうしたという、むずかしい法律上の手續によらなくても支払いを行うという、こういう

うことですか。

○政府委員(加藤桂一君) お答え申し上げます。一応その権利者の方が死亡されておるといふような場合におきましては、この法律にございます「相続人その他の一般承継人を含む」となつ

ておりまして、その相対人の方にお支払いをするわけでございますが、そういった場合も、非常に法律上のめんどろな点等は、この金額が非常に少ないという点もございまして、また非常に十年間もお待たせいたしましたというような点もございまして、私どもの、郵便局に対する通牒その他におきまして、なるべく簡便にして——簡便と申しますか、便利なやり方を研究いたしまして、通牒の通り処理いたしまして、御不便のないようにいたしたいと考えておる次第であります。

○森中守義君 今の加藤局長の御説明で非常に安心をしましたが、努めてこの法改正の趣旨あるいは目的に照らしまして、できるだけかかる預金者に煩瑣な手續をわづらわさないように、しかも八万一千三百七十九の人が全員漏れなく受領できるように特段の配慮を強く要請しておきたいと思ひます。

それと、この八万一千三百七十九の人が二年間にわたって支払いを受けるということになっておりますね。そうしますと、勢い仕事ということになるのですが、いただきました資料によれば、この種関係で概算の増員要求が六百三十一名、これに対してゼロ査定、復活要求が三百十六名、決定ゼロ、こういうことなのですが、おそらく八万一千三百七十九名の支払いをするのに二年間という時間を費す中に、現状においては相当困難な貯金業務の内容のようです。そこに持つてきてこういうものを新しく新業務として加える場合に、定員の配置が行われないうで、窓口において、あるいは原簿所管庁において円満に業務の遂行ができるかどうかということは、はなはだ私

は問題があると思う。これは貯金局長にそこまで責任を追及すべきかというの、これは私も大蔵省との関係でよくわかりません。わかりはしますが、ゼロ査定、ゼロ決定ということが要するに私は問題になってくると思うのです。従ってこういう場合に、たとえば正規な定員の配置ができなければ、賃金要員の配置をする、こういったようなことはどうでございますか。

○政府委員(加藤桂一君) お答え申し上げます。私どもの方の、御要求になりました資料のこの順位のつけ方が、私も第一番に御要求になりました資料がこの一番最後になっておりましたので、まことに申しわけなかった次第でございますが、この六百三十一人の要求と申しますのは、三十四年度の為替貯金事業全体の増員要求でございます。本件につきましては、要求につきまして、実は八万五千円で支払いをするわけでございまして、これを一万五千の郵便局で割ってみますと、大体一局五、六件の程度でございます。しかも非常に分散的に御要求があるかとも思ひますので、特にこれにつきまして増員を必要とするというふうには私どもでは考えなかつたわけでござい

ます。従いまして、この法律案施行のための特に大蔵省に対して人員要求はいたさなかつたわけでございまして、ただ、それならば本件の事務遂行につきましてどういう経費を考えたかという御質問もあるかと思ひますが、これは答へ申し上げたいと思ひますが、これはむしろ郵便局よりも地方貯金局におきまして、先ほど御説明いたしましたような処置をするわけでござい

ます。で、超過勤務手当といったしまして八百万円でございますが、二十八の地方貯金局に、これは予算のワケ内で超過勤務を見込んでおる次第であります。なお、御通知状を出したり、いろいろいたしますが、支払いに必要な式紙類の調達に要する経費として約十三万円ほどを見込んでおる次第でございます。

○森中守義君 確かに今御答弁のように、一番最初の表がこの関係の増員要求でないということが明らかにになりました。ただ、今、貯金局長の言われる中で、どうしても納得できませんのは、なるほど特定郵便局が一萬三千に近しい、それに普通郵便局を含めて割つてみた場合には、一局に、五、六件ということもわかります。しかし、貯金事業全体という視野に立つ場合に、やはり八万一千件という原簿は、実は今までは眠つていた、いわば業務のワケ外に置かれていたわけですが、ところが、それが今度動き出すということになりますと、個々の地方貯金局別に見れば一局幾らということになります。まじやうが、全体的な見方からすれば、やはり私は人員増ということは必要であろうと思ひます。もちろん、今日の貯金事業の定員算出の基準は、原簿幾らに対して何名というふうになつておるかどうかわかりませんが、しかし、常識的に判断し得ることは、やはり貯金局あたりにおいては原簿中心の仕事ですから、原簿幾らに対して定員幾らというふうな配置が一つの定員算出の基準の基準になつてゐるのじゃないかと思ひます。で、そうすると、眠つていたのが動き出したということですから、やはり八万一千件に対して定員配置をするのが当然だと思ひます。それ

をきわめて微細に、かつ詳細に、どこに何件というふうなことで勘定していけば、今局長の言われるようなこともわからぬでもない。しかし、事業全体という立場に立てば、どうしても局長のお答えは承服できない。それにかわるべきものとして超過勤務を經常予算のワケ内から八百万円と、こういうことなのですが、これも私は經常予算のワケ内から八百万円というところについては、何としてもおかしいと思ひます。經常予算といへば、經常予算の中に八万一千件が動き出したということがこの際勘定に入つた經常予算の編成であるかどうか、これが一つ明確にならぬと、この八百万円というのはどうしてのも承服できない。むしろこういう特殊な事業を特別に大蔵省と折衝して話がつく限りには、どうしても正規の定員配置ができないならば、特別のワケとして人員配置をするという約束をする。それができなければ、經常予算のワケ外に超過勤務なら超過勤務の約束をする、こういうふうな行き方をしないと、たとえ弾力事項があるにしても、單に郵政省は事業を拡張していても經常予算のワケ内でまかなつてゐるということになりますと、すぐ郵政事業というものの伸張性において一つの壁に突き当たる時期がくると思ひます。これはこの問題のみを指摘するわけじゃありませんが、おおむね、郵政省の予算の編成の仕方、予算執行の方法というものがそういう方向に行きつつある。この際、私は意見と同時に、こういうふうな方策をおとりになる意思が当初あったのかどうか。あつたけれども、結果的にそれがだめになつたのか、その辺の事情をもう少し具体的に

的に御説明を願ひたいと思ひます。

○政府委員(加藤桂一君) お答え申し上げます。お示しのように、地方貯金局の定員の基礎といたしましては、たとえば一萬口座につきまして一人というふうないろいろの基準を設けてやつておるわけでございまして。しかしながら、ここに八万口座と申しまして、実は口座を新しく開設して、その後払いが続くというふうなものはござい

ませんので、実は別に一まとめにいたしてあるわけでございまして、先ほど申しました第二封鎖切捨て額報告書あるいは第二封鎖切捨て額報告書といったようなものによりまして、もうすでに大半、大部分は旧預金者に御通知がすぐできるというふうな状況になつておるようなわけでございまして、私ども初めからこれによりまして定員の要求ということとは実は考えなかつたわけであります。地方貯金局等におきまして相当繁忙になるだろうということ、超過勤務手当等におきましては考慮したいということをおつたわけでござい

ます。

○森中守義君 大へん局長も大蔵省に遠慮したお話のようですが、やはりものの考え方としましては、經常予算は經常予算、新しく新規事業を始める場合には、たとえそれが二カ年という時間的なものであつたにしても、その分は別のワケとしてつていくというのが、これが予算編成のあるべき姿であらうと思ひます。もちろん、これは来週あたりから予算の分科会に入りますから、その際にもう少し具体的に大蔵當局も招致して、こういう問題を整理したいと思ひますが、ここでとれていないものをなぜとらなかつたか、こ

う

言つてもしょうがないのですが、大体あるべき姿としての定員配置、つまり行わるべき状態としての予算措置というものは、こういう特殊立法が出る際においては特段の配慮が望ましいと、私はこう思います。大体この種のものを将来の問題として特に御配慮いただくように、そして、でき得ることであるならば予備費の支出なり何なり、実際にこの法律が動き出して具体的に仕事を始める段階で、必ずそういうような場面が時に発生するとも思える。また労働組合あたりからも非常に歓迎すべき仕事であるけれども、しかし、その仕事を遂行していくについては人が足りない、あるいは予算上の問題があるというような意見等も出てこないとも限りませんから、そういう際に適時適当な措置がとれるように強くこれまでお願いしておきたい、と思います。

○委員長（手島榮君） 他に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

○委員長（手島榮君） 他に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長（手島榮君） 御異議ないと認めます。よって本案に対する質疑はこれをもちて終局いたしました。

○委員長（手島榮君） お諮りいたしますが、本案に対する討論、採決は便宜あつて回しにいたしまして、簡易生命保険法の一部を改正する法律案を議題とし、その質疑を行うことといたしまして御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長（手島榮君） 御異議ないと認めます。

簡易生命保険法の一部を改正する法律案を議題といたします。

それでは前回に引き続いて御質疑のあり方はどうぞ御発言願います。

○森中守義君 大臣にお尋ねをいたします。簡易生命保険法の六十八条に、「郵政大臣は、被保険者の健康を保持し、又はこれを増進するため必要な保健施設を設けることができる。」という条項があります。この法六十八条を具体的にどういったように郵政省ではお進めになっておるか、あるいはどういった計画を将来お持ちであるのか。そのことをまず最初に大臣から承わっておきたいと思ひます。

○國務大臣（寺尾豊君） 本条項に對しましては、すでに御承知のように、特にいわゆる被保険者に対する健康増進、あるいは保持というようなことに必要な施設を、現在各地にもそういう施設を作っておるわけでありまゝ。あるいは巡回診療施設というようなものも設けてまして、これが相当加入者に歓迎をされ、また利用されておるという状況でもありますし、なお老人ホームというようなものもすでに数カ所これを建設いたしました。加入者がこれを利用することによりまして健康の保持はもちろん、療養等に対しても万全を期する、こういったようなことを考えて、いろいろ施設も、内容の充実でありますとか増設でありますとか、こういうことによつて被保険者の健康保持あるいはその増進ということに努めてゐるというわけでありまゝ。

○森中守義君 これに必要な予算は簡易保険事業費の何%を組み入れられておられますか。

○政府委員（大塚茂君） パーセンテージは詳しく出しておりませんが、大体この福祉施設に使います一年間の経費は、人件費を別として八千八百万円、大体九千万円程度でございます。

○森中守義君 これの予算は大體どの程度のものが一番理想的であるかという一—そういう根拠は私どもは、ないけれども、一応事業を経営し、しかも、こういったように明らかに法文として明示されている以上、一つは健康を保持するという立場から、一つは事業の周知宣伝を行うという立場から、あるいはサービスを提供するという立場から、郵政当局においては事業費の何%を各年次ごとにこの六十八条を満たしていくために振り当てていく程度の計画をお持ちであつてしかるべきだと思ふ。そのことが即具体的に各年次ごとの計画をして、それを実行に移していくということにならなければいけないと思ふのです。ところが、なるほど、大臣が今御説明になつたように、老人ホームがあることも知つております。あるいは巡回のバスが来ることも知つておる。しかし、これはまさにこの六十八条をより具体的に、より積極的に促進をしていくというような状況にはない、私はそう思う。しかも年間の事業費のうち八千八百万円を維持費に使つておる、こういうことなんです。が、おそらく北海道から九州までそういう施設を見た場合に、全くこれはただ作つたという一つの言いわけをしておるのにすぎないのであつて、およそこの条文の精神には著しく踏みはずれておる。私は率直にそういう工合に指摘せざるを得ません。従つてこの際、簡易保険事業費の何%を六十八条を満たしていくために充当するといふ

ような、まあその率はここでにわかには出ないでしようが、もの考え方としてそういうことは言明するわけには参りませんか。

○國務大臣（寺尾豊君） 実はそういうふうないわゆるパーセンテージ等も、一応の基準をきめて、その施設を拡充をしていくということは、私は御所見の点は全く同感でございます。ただ現在のところは、たとえば診療所というようなものにつきましても二十八カ所持つておる。しかしそれが案外高度に利用されてない利用度が割合低い、こういうような現状等によりまして、増設を若干控え目にして、むしろその内容の充実をして、できるだけ利用者が多くなることをしなければならぬ、こういったようなことも、現在そういう実情に達着しております。それでありますから、一般の診療施設でありまゝとか、あるいは国民健康保険、こういうものがその内容において充実をしていくということであれば、やはり省としまして、被保険者に対するそれらの施設も、従つてどういふふうな近代的な、あるいは新しい医療施設、診療に必要な諸施設の施設を拡充していくか、こういうことも相当研究を要することだと思ひます。従つて、そういう問題につきましては、とにかく御所見のように一定の方針を立てて、そして計画を進めていくということ、これは、確かに私は必要だと思ひます。ただ現在におきましてすでに施設いたしましたところのものは、どういふ方向にこれを重点を置いて拡充をしていくか、あるいは巡回診療施設のようなものは案外これは加入者に利用されておるし、歓迎をされておるわけですか

ら、こういったものはまたこれをふやしていかなければならない。そうするとそれはどういふ方向にどれだけの費用が要るか、あるいは老人ホームは大體毎年一カ所ずつきめておる、こういうことでありますから、お示しのようこと、これをパーセンテージを考へていくということは、今日におけばもう可能である。かように考えますので、そういう点は十分検討いたしましたして、そういう基準を設けて一つ計画を立てるといふことに検討を加えていきたいと考へます。

○森中守義君 大體思ひつきの答弁としてはいいのですが、これはなんでも、非常に医療機関の一元化というものは、これは国政の上からいって必要なんです。しかも、全部国家が、国民医療という観点から一元化していくということは、これはいいでしょう。しかし、この問題はまた別の問題ですが、現存するこういう法律がある以上は、何としてもこれは社会福祉国家という建前からいつても、あるいは社会保障制度という観点からいつても、この簡易保険というのはいつての社会保険的な性格を十分持つてゐるのです。だからむしろ積極的に計画性を持つ必要があると思ひます。しかるに、今大臣のお答えからいけば、どうも医療機関の利用度が少ないというようなことで若干遅延巡をしておるのかのような御意見のようですが、これは運用の妙を得ていないからで、予算が足らないから周知宣伝が足りない、あるいは医官の配置が少い、看護婦の配置が少い。そういったようなものは郵政省自体でこれは解決すべきことであつて、

今厚生省の医務局あたりが発表した国民の罹病率からいけば、減少の傾向にはありません。漸増の傾向です。もちろん今日のいろいろな系列の中に存在する医療機関ですから、何もこれのみに頼るということではないでしょうが、運用の妙を得て加入者に対してより積極的に宣伝をして、大いに利用してくれというならば、私はあながち診療所の経営が非常に困難になる、利用度が低いから計画を見合せるというような、こういう理屈は成り立たないと思う。みずから運用の妙を得てないでいて、それで計画をしない、積極性を持たないというような大臣の答弁は、いかにしても了承できません。従って私はこういう法律がある以上、今全国に二十八ある、三十あるとかいうことではなくて、何も都道府県だけではありません。山間僻地までも規模の大小、こういうことを勘案しながら、もう少しこの医療機関にしましても、あるいは老人ホームにしても、その他別にこれこれと、これをやるべきだという具体的な種類を明示しておきませんから、要するに、被保険者の健康を保持し、また、これを増進するに必要なことは、その他いろいろ検討していけば、あり得ると思うのです。従って年間の事業費の中の何%をこれに充当していくというようなことは、単なる思ひとか、考えるということではなくて、この際は一つそういうことを真剣に検討を加えて、近い機会にこの問題については、検討の結果こういうような結論を得たということを委員会に出してもらわなければ、明らかにこれは法違反ということになる。労働組合に対しては法律を守れといい、国民に

対しても法を守れと説く岸内閣において、こういう法律を守らないようなことがあつては困りますよ。大臣どうです。事業費のうち……この法六十条を満たすために計画的に施設を作るといふようなことを検討したらどうですか。

○国務大臣(寺尾豊君) 私の答弁の表現が悪かったかもしれません。私は、ただ、いわゆる診療所というものが現在比較的に利用度が低いということには、その内容が少し貧弱であるからじゃないか、こういう考え方も持っている。従って、その施設の器具であるとか、あるいはその他の医療に必要な新しい薬、あるいは医員ということもありません。でありますから、内容のよくない、充実しないものを数多くやるよりも、今どんどんふやしていくというよりも、むしろ既設のものの内容を充実することが、これが適切な現在の一つの拡充の方法じゃないか、こういう点を申し上げたので、これを消極的に考えておるといふことじゃない。むしろこれを拡充していくべきものであるということ、あなたの御所論と私の考え方とは相違はないと思っております。ただ事業費の何%をこの施設に毎年当てるかというやうな、一応計画基準を設けて、その計画をしていくということに対しては、全く森中委員の御所論に対しては自分もさうに考える。従って、そういう面でも検討してこれをやっています。こういうのでありますから……あなたを私をいつも何か悪い方へ悪い方へ解釈するというようなふうではないかと思われような御発言がありま

ざいます。○森中守義君 どうも大臣は邪氣がない人ですから困る。それからもう一つ聞いておきますが、こういう予算を計画的にきめる場合に、要するに、保険経営が非常に好調であるとか、あるいは中だるみであるとか、不調であるとか、要するにこういうことによつて、この施設は大蔵省との関係において變動をきたしますか。これは一つ保険局長からでもけっこうです。

○森中守義君 お答えをいたします。明らかに事業の不振等によつて、はつきりどれだけの影響があるというところは言えませんが、大体において福祉施設は、先ほど森中先生のおっしゃられましたように、被保険者の健康増進と同時に周知宣伝的な意味もあるわけでございますが、大体の考え方としては、剰余金の中から福祉施設をやっていくという考え方を今までとつて参つておりますので、従つて、その考え方から当然、剰余金がたくさん出そうか、出そうでないかというところがやはり影響してくるといふことになります。

○森中守義君 大臣に重ねて質問をいたしますが、先刻の御答弁で大体御意思は明らかになりました。それでけっこうですが、要するに既設のもの、拡充強化、同時にまた新しいものをどんどん作って、新しいものとは何ものレンゲン車であるとか、あるいは巡回相談であるとか、老人ホーム、診療所、そういう今までのできている種類でなくて、そういうものを含めてさらに新しい種類のものを大いに作るというようにしたいので、しかもそれは、事業費の何パーセントは必ずそういう

方向に入れていくというやうなことを、できるだけ早く一応の成案を得ていただきたい。むしろこれは法律上の義務だと思ふのです。約束できますね。

○国務大臣(寺尾豊君) これは法律上からいえば、理屈をお返ししてあなたにたてをくつわけでもありませんけれども、そういうことができるといふことを書いておきますね。しかし私は義務ぐらゐに考えて、これは今剰余金があつたらやるのだというのではなくて、そういう施設をすることによつて、加入者をより多く引きつけていく、こういうことで、事業としては積極性が必要だと考えるわけでありまして。従いまして、一つ大蔵大臣とも相談をいたしまして、そういうことについて検討をいたしていきたいでしょう。

○森中守義君 それから、今のお約束をいただきましたので、それでけっこうですが、もう一つ伺つておきたいのは、例の簡易生命保険郵便年金審査会というのがありますね、この審査会の運用はどうなつておるのですか。

○政府委員(大塚茂君) これは御承知のように簡易保険に關しまして問題が起りました場合に、加入者から民事訴訟を起そうとする場合に、その前提として審査を請求するということになつております。最近五カ年間の統計で見ますと、審査請求の件数が六十四件ございます。うち審査会を経るまでもなく簡易保険局で請求を正当と認め、その請求に従つたものが大体四十三件、あと二十一件につきまして審査会を開催したというやうなことになつております。

○森中守義君 審査の請求件数として

はあまり多くないやうですね。しかしこの五十五条で言つてゐる、民事訴訟を提起するに當つて、その前提要件として審査会にかけなければならぬ。しかも審査会が六カ月の間に裁決を下さない場合には自動的に提訴ができるのだ、こういうことによつて、しかし私は、少くともこれは簡易保険という事業の性質から考えてみて、加入者にできるだけ出費を少くし、しかも擁護していこう、こういう立法の精神である。かつまた、そういう精神のもとに審査会は運用されていると思ひます。しかし、一面の考えからいいますと、どうもこれは公民権を抑制しはしないかというやうな疑いが持てる。憲法三十二条でしたか、あの条項に抵触するのじゃないですか。精神は善意であり、運用もまた、加入者に便宜を供与するといふ、そういう意思であつても、これを國民固有の人權という立場からいふならば、公民権を抑制しているといふやうな疑いが持てる。これに對してどう考えますか。

○政府委員(大塚茂君) これをききました趣旨は、今、森中先生のおっしゃいましたように、加入対象がそう富裕な階級でございませんで、民事裁判の費用とか煩瑣な手續といふものをなるべくこれを簡単にできるようにしようという趣旨からでございます。しかし憲法三十二条の、「何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない」という規定に違反の疑いがあるというお説でございしますが、一応そういうふうにも考えられるのでございまして、これは裁判所に提訴をする権利を奪つてはおりませんで、ただこれを経た後に裁判所に不服があれば申し出よ

うという、一つの段階としてこの段階を越えるということになっておるわけでございます、最終的に裁判所の裁判を受ける権利を奪ってはいないということでございます、これはまあ憲法三十二条違反にならないというのが政府の従来の考え方でございます、ほかにも例を申し上げますと、行政事件訴訟特例法というのがございまして、行政処分によって損害等を受けた者が民事裁判を提起します場合に、訴願とか異議の申し立てとかいう制度がある場合には、それを経た後でなければ裁判所に提訴できないというような、やはり同様の趣旨の法律がほかにもございまして。

○森中守義君 これは実情そのものから判断すれば問題じゃない。私も大塚局長の今の説明には承でない点はない。しかし、六カ月間という一つの制限期間を設けたということですね。これが三十二条にどうか、立法論としまして。そういうふうに考えるのですよ。しかしこれが極度に審査会の運用がやまを犯して、六カ月間の制限期間という中において、いわゆる三十二条に抵触をしたという事実が今までないのですから、これはこれでいいと思うのですよ。しかしやはり憲法三十二条とこの五十五條の六カ月間という制限期間の問題は多分に考究の余地があります。ここでそのことを法理論として白黒という、こういう答えを出そうとは思いませんが、これは審査会の運用に当って、むしろ当局もあるいは審査会の諸君も、少くともこういう違憲の多分に疑いあると思われるような条項がここにあるわけですから、よほど慎重に審査会の審査という

ものはお願いして、国民が公民権を抑制、制限を受けたというそしりを招かないような御配慮をお願いしておきたいと思ひます。なおまたこの五十五條については法理論として当局も一度御検討になってみて下さい。

それからもう一つお尋ねをしておきたいと思ひますのは、この経営の問題ですが、どうももうだいたいをいたした資料から判断をしますと、簡易保険の最も良好な経営状態に置けるといふのは長期の契約であらうということ、これはだれしも異存がないし、当局の経営の方針もその方向に置かれていっているのです。ところが、実際問題として、資料によりまして、全然それが逆になっておる。つまり十年養老の全払い、それから十五年養老の全払い、さらに二十年養老の全払い、こういう十年、十五年、二十年というのが一番成績としてはよくなっている、逆に今度は三十年、四十年ということになると激減しております。しかも反面においては、これが今度は解約について見れば全く逆な現象です。十年、十五年、二十年が比較的経営状態が良好であり、三十年以上になると失効、解約が多い。こういうところに大体保険事業が一つの転機に立っているのじゃないか、私はこう思うのです。それは当局の勧奨の方針が短期に中心を置いておいてなるのか、あるいはまた国民の、この加入者という対象が、保険思想というよりも貯蓄という方向に向つておるのではないか。そのいづれをわれわれは果して正しいものとして認識をすべきか、この点を一つ承

わつておきたいと思ひます。
○政府委員(大塚茂君) お答え申し上げます。保険はなるべく長期の保険に入るといふことが、加入者の面から見ましても望ましいことでございまして、また経営者としてのわれわれの立場からいたしても、長期の契約の方が附加率その他の点から見ましても望ましいというところで、できるだけ長期のまあ契約をお勧めするように従事員の指導をやっているのでもございまして、まあお入りになる方の方から申しましても、あまり長いというよりは、やはり十年とか十五年とかいうのが比較的気持としてまあ入りやすいという点もあるかと思ひますが、一つには、ざっくりばらんに申しまして、募集手当の出し方というのにも問題がございまして、御承知のように、募集手当は、現在保険料月額の六割あるいは十一割、こういうことで出してあります。そのほかに、まあ八万円以上の高額契約につきましては、保険金額の千分の二というのがございしますが、八万円未満の契約についてはそれを出しておりません。ところが、同じ十萬円の契約に入りましても、長期の保険ですと、一カ月の保険料が非常に小さくなり、短期の保険料ですと一回の保険料が大きくなる。従つて募集手当も多くなるというふうな関係もございまして、私どもの指導があまり徹底しないで、従事員はとかく短期のものをとりやすいというふうな傾向も実はあるのじゃないかというふうな考へてはいるわけでもございまして。しかしやはり加入者にとつても、われわれにとつても、長期の契約が望ましいので、なお一そうそういう従来の方針を一つ徹底させていきたい、こういうふうな考へています。

○森中守義君 それと、今の経営の問題に対してはもう一つお尋ねしたいのは、民間保険と簡易保険の三十二年度の死亡率の比較、これにおいて、簡易保険は件数において六七％、民間保険が三五％、保険金が簡易保険七一％、民間保険三八％、はなはだどうも簡易保険の死亡率が多い。ここにもさっきの短期に集中しているということですね、しかも、解約は長期において多い。死亡率においては簡易保険が民間に比べて約倍数になっている。これでは簡易保険が円満な正常な事業経営ができるかどうか、これも一つの私は指摘すべき問題であらうと思ふんです。従つてこの簡易保険の死亡率が多い、即保険金の支払いが多いということ、これは、一体何が原因していると思ひますか。

○政府委員(大塚茂君) 死亡率の点で簡易保険が民間保険より高いという理由には二つ考えられます。一つは、簡易保険は御承知のように全部無診査保険でございますが、民間保険は有診査保険がその中に含まれているわけでもございまして、従つて、有診査の場合には、当然死亡率が低くなるという点がございまして。

もう一つは、戦後簡易保険はいち早く再建に乗り出しまして、二十三、四年ごろに非常に募集をいたしておりましたが、それらの契約が相当古くなつた。結局古い契約が多くなつたということとは死亡率が高くなるということにもなるわけでもございまして。ところが民間保険は立ちおくれまして、二十七、八年ごろからほんとうに本格的な立ち上りを見せて、まあ現在は非常に勢いで伸びておるわけですが、それだけに契

約全体が若い、従つて死亡率も低い、大体この二つの理由からこの差が出てきておるといふふうに考へておるわけでもございまして。

それから失効解約におきましては、むしろ私どもの方が民間よりも非常に成績がいい。これは結局、民間は固定給を少くして募集手当を非常に多くいたしております関係上、募集員が非常に無理な募集をする。従つて失効解約になるものが多くなつたというふうな結果にきておるんじゃないかというふうなふうに考へますので、両方考え合せまして、簡易保険の経営が悪いというふうには私も実は考へていないわけでもございまして。しかし、なお死亡率の低下あるいは失効、解約の防止というものに、これ以上とも努力をいたしていきたいというふうに考へております。

○森中守義君 それに関連してもう一つ聞きますが、なるほど、二十条によつて無診査及び面接ということがありますが、この面接は確実に履行はされていると思ふのです。ただし問題になるのは、実は相当高い目標を個人別に割り当ててみたり、あるいは局別に割り当ててみたり。そうすると各局別に競争勸奨をやらせる。そうするとどうしても募集する人たちは面接の余裕がない、こういうことも私はすこぶる具体的問題として指摘できるように思ふのです。こういうのは、もう少し定員の配置あたりを完全なものにして、少し余裕を持たせる勸奨が行い得るようになれば、面接あたりをもっと完全に履行できるんじゃないですか。だからして、私は、なるほど無診査が死亡率が高くて即保険金の支払いが多いというふうなことは、それはわかりま

す。わかりはするが、面接でこれを補なっているわけですから、面接を強化するには人員の配置が必要になる。ゆとりのある事業経営を行えば、こういう問題は少し緩和できるのじゃないかと思うのです。ところが、今のようない人員配置、しかも、さあ作れさあ作れというような、こういう今日の業務の遂行状態においては、なかなかこれは困難だと思うのです。このことも、しいて言うならば、当局の経営に一つの欠陥がある。こういう工合に私は指摘したいのですが、局長、どう思いますか。

○政府委員(大塚茂君) 保険の募集につきまして、全般的な目標あるいは地域別の目標というものを、一応われわれはきめておりましたが、これを個人別にいたしまして強制するというようなことは、過去にはどうか知りませんが、現在ではこれをやってはいかぬというところで、強制的な個人別目標というようなものは避けておる次第でございます。しかし何と申しまして、なまのべく募集をたくさんしていただきたというところは、われわれの最も望むところでございます。常に従業員諸君にその努力をお願いしているわけでございます。それと面接監査の関係といたしまして、面接監査は非常に手数と時間というものがかかるといふことになると、まあ人員不足との関係といふことも出てくるのでございしますが、人員はわれわれ決して十分とは考えておりません。で、もっとほしいことは確かにほしいわけでございます。すけれども、直接それが面接監査に響く、そうしてそれが死亡率に響くといふほどではないのじゃないかという

まあちょっとした従業員の注意によって、これはなし得ることでないかろうかというふうにも考えているわけでございます。しかし、とにかく人員を増加しまして、余裕をもって募集に当るといふことは、これは全般的、一般的に申しまして、良質、契約を選択するということには理論的にもなってくるわけでございます。われわれとしては、なおそういう増員等には今後とも格段の努力をいたしていきたいというふうに考えます。

○森中守義君 そこで、先刻来指摘しましたように、一番期待すべき長期の契約が非常に勧奨上低率にあり、しかも失効、解約が多い、この問題が一つ。しかも短期の十年、十五年、二十年、この辺がラッシュの状態になっていきます。しかも失効、解約は多い。のみならず、死亡率においても、民間と比べてはなだ高いという、こういう問題は、保険経営の私は基本的な問題だと思ふのです。これに対して今局長は、今後できるだけ経営の正常化をはかるために指導を行なっていくたい、こういうお答えのようですが、もちろん指導は行われる必要がある。しかし、その指導によつて、果してこの今日の保険経営がピンチに瀕しているかどうか、見方によつても違ひしようが、少くともこういう数字に現われた実情からいけば、私はピンチだと思ふのです。これを単に指導といふことで補い得るかどうかが、この基本的な経営の問題を、今一つの転機に立ったといふ私は気があります。単に指導といふことでこの問題を解決していくものかどうか、これこそ放逐法じゃありませんが、抜本的にこの経営の問題

を、何らかの打開策を発見する、確立していくというふうな考えはありまじせんか。これは大臣から一つお答えをいただきたい。具体的には衆議院の附帯決議についているようですが、この親子保険の機会に、親子保険、こういったような親子を作るといふようなことも一つの方法です。その他、当局で考えられる方法は、事、事業の経営の根本に関する問題ですから、単に指導をするというだけでは済まされなないと思ひます。具体的にどうするか。このまま放置しておくならば、指導によつて一年、二年に見るべき成果が上げ得るかどうかというものは、時間を待たなければわかりませんが、この趨勢というものは、人員配置あるいは予算、こういう点から推しても、容易に当局が指導をするということによつては問題は解決しない、私は端的にそう思ふ。で、従つて、この保険経営のピンチをいかにやうにして打開されようと思ひますか、これを大臣から一つ、通信政策の重要な一つとして承わっておきたいと思ひます。

○国務大臣(寺尾豊君) 御指摘のように、この十年、十五年、二十年、比較的短期契約のものが解約が多い。しかもここに死亡率もこの点に多い。しかも長期契約については解約が少なくて、しかも死亡率が多いといふことにおきまして、御所見の如く、重大なこういう現象であるといふことは、私もさういふことに感じております。従ひまして、このことについて、果してこういうことが今後も続いて、こういう現象がさらに度を増していくかどうかという点については、今日までの経緯、また、その実態というものも十分

検討をして、これに対しては御所見のような対策が必要であるかもしれない。さういふことはこの統計を見まして、さきに森中さんがお感じになつたようなものを私も実は感じるわけですから。従ひまして、これを単なる事務量というふうなことによつて解決ができればどうかといふことは、まことにこれは難問、いわゆる確信というものは得られないのじゃないかといふことに存じますから、こういう点は十分この資料に、データに現われましたことに対する経緯、何年ごろからこういうふうな傾向になつてきたか。しかも、なお、これが果してこれの傾向がさらに濃度を増していくのじゃないか、あるいはこれが容易に払拭できないのじゃないかといふような点を、十分過去の経過を検討をいたしまして、この経過を十分検討いたしました。そして、そういうことに対処するには、これが事實であり、それが非常な危険な要するに転機に立つておるといふような事実が証明をされるということになれば、御指摘のような点も十分考へなければならぬ、かように考えますので、この検討を一つ早急にいたして

みたい、かように考えております。○森中守義君 大臣のお答えは非常に慎重過ぎて困るのです。私の指摘しておることを承しなから、さらに検討を加えるとは何ごとですか。私はこの場で具体的に何をやるのか、その中身をいふことは言っておりません。少くとも短期に集中して、その契約の状態はよろしい。長期は非常に契約の状態が悪くて、失効の率が多い。いわんや死亡率との関係においてはなおさらのことである。ここに今日の保険経営のピンチが来ておるといふことを指摘しております。だから、過去の実績をどうかこうとかという、そういう回りくどい回答は要りません。郵政大臣として、ほんとうに簡易保険が国民のためになる簡易保険である。その大事な仕事をあずかる郵政大臣として、ここに抜本的な検討をするならするといふことを言明すれば、さて、その中身はどうかといふのは将来の問題ですから、そのとき聞きますよ。それを一つはっきり、ピンチが来ておるといふことは、あなたも了解されておるのだから、考えますといふことを言つてみたらどうかですか。どうも少しお答えが慎重になり過ぎて私の質問に対して焦点が少し合いません。もう少し単刀直入に答弁して下さい。

○国務大臣(寺尾豊君) このいわゆるデータから見れば、そういうことが見られる。だからこれは非常にピンチだ。しからばこのことをさらに角度を変えて、十分これが実際さういふ形をもつて危機をはらんでおるかどうかというところ、これはまた角度を変えて検討する、検討するといふことは長くどうこうじゃない。これを裏づけるものを一つ調べて、そこに事実このことがピンチに立つており、ここに簡易生命保険に対する今後のどういふ方策を講じるか、これに対して対策を講じることといふことでありますから、別に慎重といふて、私があなたのおっしゃることをちゅうちょしているといふのじゃない。あなたがおっしゃる通りピンチ、こう考えるから、そのためのことを十分これをさらに検討して、これに対処すべくやりますよ、こう言うのであります。これはやはりそれは大

してあなたの言うことは別に距離がある——それは五十歩と八十歩と違うかもしれない。それはあなたののおっしゃることと私は同感でございます。どうぞ一つその点で……これはもうこれだけでございまして……また、やはりそれはまた面を交えてこれを一つ検討していこう、そうして御指摘のようなことが証明、その面からも証明されるところということであれば、直ちにこれに對する対策を講ずる、こういうことでございます。

○森中守義君 少し問い詰め過ぎるかも知れませんが、とにかく、このデータによればというのは、これははなはだ大臣はおかしいですよ。あなたがお出しになった、これ以外のものはありません、郵政省に、簡易保険局長がお出しになつても、やはりこの責任は郵政大臣だ。郵政大臣みずから出したものを私が指摘をして尋ねておるのに、これによればというならば、これは信用置けぬということですよ。そういう軽率な資料じゃないはずですよ。しかも、これはさつと積み重ねられこの表に表れておるのでございます。これ以外の何によらうとするのですか、私はそういうことを言っておるのです。

いろいろな人間の問題、金の問題、あるいは日本の経済情勢や国内の保険思想の問題あたりが全部集積されてきた上でこういう表になつて表われたのです。従つて、郵政当局は、そういう要素の積み重なつたものがこういう数字に表われた、こういうふうに私は、この資料は嚴肅であり、しかも真実である、そういう信頼のもとに話をしているのですよ。であるならば、そういう嚴肅であり信頼すべき資料がものを言つて

いるのに、検討するもへちまありませんよ。これはほんとうに簡易保険はこういう状態であれば、ここ数年の間にはまさに憂うべき事態がくるでしょう。しかも、それを大臣の裁量よろしきを得ないとするならば、必要以上に局長やあるいは次長、各課長、地方の幹部の皆さん方が指導統制という、指導という面にどれだけ精力を費さなければならぬか、それよりも、もう少し業務の面において一大改革をする必要はないのか。指導ということとは、これは大へんな努力を伴います。しかも、場合によつては不当な紛争もそのことによつて生ずるおそれがある。それは過去においてそういう実例はたくさんあります。だから不当な努力を必要とする指導をあえてしなくても、もう少し事業の改革という面から保険経営のピンチを打開していく御意思はないのか、こういうことなんです。同じことを三回繰り返したわけですがね。

○國務大臣(寺尾聖君) 私が申し上げますのは、このたとえは解約の度合い、あるいは死亡率の度合い、こういうもののよつてくるファクターというものを一応これは調べてみなければならぬ。今局長から御指摘申し上げましたように、いろいろの特殊事情というものがファクターとなつてここに表われてきておるということであれば、このファクターを除くということも必要でありましょう。また、しばらくこのままでおけば、この傾向はだんだん直つてくるとかいうようなこともありません。医者の診断で熱が高いからというてみたところで、何病かさっぱりわからぬというような、これはまあ卑近な例であります、面を交えて、

いろいろの面から検討した結果、森中さんが御指摘のようなこと、これがいゝゆるピンチである。何とかこれに對しては抜本的な対策を講じなければならぬということになれば、その方策というものを直ちに立てにやいかぬと、こういうことであつて、そのファクターというものは、やはり一応私が聞きましても、終戦後簡易保険の方は積極的に加入をし、一方、民間の方は十七、八年ころからやつたということによつて、非常にこちらの方は古いと、まあこういうようなことも、今局長の話を聞いてみると、そういうような因子がどういふふうになつて動いていくか、あるいは解約に對するこの事実はどういうところからよつて来たものであるかというふうなことも一応検討して、この趨勢が動かすことができない、こういう趨勢というものは今後とも考へられる場合においては、これは早急に直ちに抜本的な対策を講ずるというところであつて、多少私が用心をして慎重にお答えしておるかも知れませんが、森中先生のおっしゃる通りであることに對しての検討をその因子を調査をして、そういうことであれば、一つ抜本的な対策を講じてもする、こういうわけでございます。それから、私は、先生のおっしゃる御所見と私のお答えすることとは、決して遠く離れておるということには考えておりませんので、この点は御了承願ひたいと思ひます。

○森中守義君 大体了解されたようです、そのお約束ができたようですから、それはそれでいいでしょう。それで、今の問題に關して具体的にちよつと尋ねておきたいのは、考え得る一つの方法といたしまして、制限額の引き上げ、現行の二十五万円をさらに五万、十萬引き上げるといふのも、保険経営のピンチを切り抜ける一つの方法でありましょう。従つて、このことについてどうお考えであるか。つまり、最高制限額の引き上げをやろうという御意思があるかどうかということをお聞かせ下さい。

それからもう一つは、先刻もちよつと触れましたように、この家族保険の設定を機会にして、父と子、母と子、こういう新種の設定等も、これまた保険経営のピンチを切り抜ける一つの方法であらう、こう思うのです。ここに私は二つないし三つの具体的な案を大臣にお尋ねしておきますが、これもまた、今すぐというわけじゃありません。次の臨時国会もあれば通常国会もあります。できるだけ早い機会にそういうとり得る手段によつてこのピンチを切り抜けるという御意思があるかどうか、このことを具体的に御尋ねしておきます。

○國務大臣(寺尾聖君) 簡易保険に對しては最高制限額をさらに引き上げるといふことは、私は簡易保険の運営と申しますか、運用についての絶対だと思つております。従ひまして、できるだけすみやかに、できるだけ早い機会にこの最高制限額を上げたい。この上るといふことが、省としての強い意思であるということをお聞き上げたいと思ひます。

それから、父と子、母と子というものについての、新種保険にこれを加えるべきだといふことの御質問も、私はごもっともだと思います。私は、そういうものがやはり備わつてこそ、新種保険としての大きな使命といひましようか、意義というものもあるかと思ひます。ただ、現在のこの父母そろつての新種保険そのものは、よつて来たりますところの一つの根拠と申しますか、データというものが、父と子、母と子ということになれば、全く別の一つの統計なり観点から考えられなければならぬ問題だと、そういうことからいって、ぜひこれに加へたいといふことにつぎまして、今後、この父と子、母と子と新種保険に加へる、この内容その他を十分これから検討いたしまして、できるだけ早い機会にこれも加へたいと、かように考えております。

○森中守義君 非常に的確な御答でけつこうです。それで、もう一つ伺つておきますが、民間保険と比べた場合に、簡易保険の事業費の率、これが約一割違ひ、簡易保険が少い。これは三十二年度の調査によるのですが、事業費の率は、二・六％が簡易保険、それから三・九％が民間保険です。この事業費の率から見ても、民間生命は相当大幅に力を入れているということですね。また、民間保険の場合には、それだけが仕事ですから、やむを得ないといへばそれまでのことかわかりませんが、少くとも保険というものは非常にむづかしい仕事の中に入ると私は思ふのです。それだけに、民間保険は事業費の率も三・九％だし、これに對して郵政省は二・六％というのには、少しこの事業費の率としては驚きに失してゐるのではないか、こういうことが実は保険の勸奨を無理なものに押し込んでゐるのではないかと、こういうふうに思ふのです。もっと、これは少くと

も、民間生命のところまでいけとは言わないにしても、願わくばそこまでのくべきです。たとえば、農協貯金も、民間生命も、どんだんどん顧客の吸収に日夜専念をしているようです。そういう激しい競争市場において事業費の率をぐっと下げているという事は、何としてもこれは関係者の士氣にも影響する。ひいては市場の開拓にも影響をもたらすということになります。こういう点について大臣はどう考えますか。

○國務大臣(寺尾忠生) これはまあしさいに、その事業費というものがどういふ方面に特に使われているか、民間とこの簡易保険とにつきましては若干のそこには差異があると思いますが、同時にまた、民間保険が立ち上がりがおそかったというようなことと同時に、民間会社というものは、主としてこういうことにはかなり宣伝費とか、あるいはそういういろいろな費用を存外使うというようなことも、簡易保険等と比較いたしまするといふと考えられるわけでありまして、しかし私は、一〇%以上も違うというところについては、これはこちらが少きに失しているのではないかと、かように考えますので、なおそういうようなことについてのしさいな調査をいたしまして、こちらのが非常にその率が低いということがあれば、これに対しては対策を講じていきたい、それを増していきたいと、かように考えます。

○森中守義君 大へんどうもくだいようですが、今、民間の方は日が浅いという事です、簡易保険は長いのだと、こういうハンデがついているのかのように大臣はお答えになりましたが、

こういう事業はのれんじやありませんよ。なるほど郵政事業は八十数年という長いのれんを持っている。しかし、のれんによつて仕事をしているのではありません。その背景をなすものはのれんというとも言えまじやうけれども、従業員が保険の勧奨に行く場合に、これはやはりのれんによつては契約者はとれません。のれんじやない。やはり、いかにして動かしていくか、いかにしてとりよようにするか、こういうことが私は問題だと思ひますので、大臣もよくと了解されたように、一割以上違うのです。これは由々しい問題であり、郵政省が簡易保険に力を打ち込んでいっているといふながらも、実はこれが示しているように力を入れていない。十年一日のごとく、おそなりのように大臣が事業の運営に當つていられるところに問題があるわけですから、この事業費というものは、この際一つ大いに検討を加えて、激しい競争市場に對抗して、簡易保険が何ら遜色のないやうに郵政省の問題として私は措置していただきたいと思ひます。これはもうすでに予算がかかつていて、この機会に間に合いませんのは残念に思ひますが、できるだけ次のこの種の問題を審議する際には、こういうことが再び質問したり答弁が行われなくてもいいやうに、もう少し保険に私は大臣として力点を注いでいただくやうに、これはお願いになります。強く要望しておきたいと思ひます。従つてその要望に対して大臣の所見を一つ明らかにしておいて下さい。

○國務大臣(寺尾忠生) 御所見を十分尊重いたしまして、できるだけ努力をいたして参りたい、かように考えております。

ります。

○森中守義君 それからもう一つ伺つておきますが、非常にこまかな問題ですが、この運用の定員の問題です。運用の定員のところで、何も私が熊本の出身であるから熊本を言うわけではありまじやうけれども、この定員の問題からいけば、熊本は事務官の配置が十四名、それから事務員の配置が五名で、十九名になつておる。しかるに、その他広島それから大阪、こういうところと比べると、どうも扱っている件数、こういうものからして、はなはだ遜色があると思ひます。これは一体どういふことなのか。何も大阪や、あるいはその他のところがよいけいに取り過ぎていられるからこちに回せといふことではないのです。おそらく、大阪、広島が正当ではないにしても、ほぼ仕事が一し得る定員の配置であらうと思ひます。従つて熊本はそういうものに比べて非常に少い、これは一体どういふことですか。

○政府委員(大塚茂君) 確かに熊本管内は引き受けの件数が多い割合に人員が少いようでありまして、実は私も、はなはだうかつでございまして、それがはつきり認識しておらなかつたのであります。御指摘を受けまして、まことにその通りと思ひますので、至急検討しまして何とかやりたい。現在でも何か資金とか超勤においてはほかよりも有利には見ておるやうであります。何としても根本は定員でございまして、なお一つ是正の措置に努力をいたしたいと思ひます。

○森中守義君 これは一つぜひこういふ不均衡もありますので、全面的に保険関係の定員の問題については抜本的な再検討をお願いをしておきたいと思ひます。

それからもう一つお尋ねをします。この新種の設定に伴う予算の問題です。この予算の中で、講習会の経費が三百四十四万二千円になつています。三百四十四万二千円、これを全国的に講習をおやりにならうというわけでしょうが、一体どういふ講習の内容ですか、これに職員の旅費等が含まれておるのですか。

○政府委員(大塚茂君) 私どももこれで十分とは考えておりませんので、実はもつと要求はいたしたのでございまして、かように決定になつた次第でございますが、これを使ひまして、大体各府県二カ所、特別のところは三カ所ぐらゐに分けて、普通局からは必ず一人、集配特別局からは二局または三局から一人といふやうに人を集めまして講習会をやりたい、新種保険の講習会をやる計画でございまして、もちろん、その中には旅費も全部、ほとんどこれは全部が旅費といつていいくらいのものでございまして。

○森中守義君 予算の要求はこの場合幾らだったのですか。

○政府委員(大塚茂君) この約倍額くらいでございまして。

○森中守義君 この場合、これは経常費のワケ内でこの三百四十四万二千円というものが承認されたものか、あるいはこの新種に伴う別ワケとしての三百四十四万二千円であるのか、その点を明らかにして下さい。

○政府委員(大塚茂君) これは新種保険の実施に必要な金として、経常費と別に別ワケで特別に認められたものでございまして。

○森中守義君 私は今郵政当局でおやりになつてゐる外務員研修ですか、そういうやうな訓練の一つの常設機関もお待ちの上でありますが、かなりこういう転機に立つておる保険にとっては、単に各郵便局から一名ずつくらい講習者を出して、おそらく、旅費あるいは会場費、こういうものがこの中に混入されておるとすれば、まず一泊程度の、あるいは日帰り程度の講習ではないかと思ひます。大体参加される職員(皆)さんが、おのおの専門家で、さうして一言しゃべればあそふかといふことで理解もされまじやう。しかし、これはしませうが、いろいろこういう講習会の機会に法改正の趣旨なり、あるいは経営の実態なり、こういうものが事ここまかに説明を行われる必要があると思ひます。そういうことを考えていけば、三百四十四万二千円を、かりに全国の郵政局単位に割つてみても、一局三十四万程度にしかならない。これではちよつとどうもこの講習の価値そのものに疑いを持つてです。だからして、どうしてもこのワケ内でやるというお考えであるのか、もし足りなければ、その他の経費をお話し合いになつて支出をされようとするのか、その辺はどうですか。

○政府委員(大塚茂君) 今、実は予算の使用計画を立案中でございまして、いまだにはつきり確定をいたしておりませんが、保険に關しましては、そのほか種々の奨励上の会計、その他の経費もございまして、実際問題として不足だといふ場合には、そういう経費を差し繰り、あるいはほかの会議とかねてこれを開催するといふやうなことになるやうかと存じます。

○森中守義君 それから賃金が二千六百七十五万四千円、これもこの欄に出てるところからしますと、やはり新種の設定に伴う別ワケとしての賃金要員の配置である、こういう工合に見ていいのですか。

○政府委員(大塚茂君) その通りでございます。

○森中守義君 そうしますと、この二千六百七十五万四千円は原資で採用する職員というものはどういう資格のものですか。

○政府委員(大塚茂君) 非常勤ということになりますので、特に資格というものも限定はいたしておりません。大体、普通雇います非常勤のような資格の方々ということでございます。

○森中守義君 大体一人の単価からはじき出して、これはその人数もほぼ想定できますが、これはこのために採用してすぐ保険の募集に出すのですか、実務につけるのですか。

○政府委員(大塚茂君) これは家族保険の実施のために認められたものでございまして、実際に家族保険に従事します場合は、たとえはこの賃金で雇いました者が実際の講習に当たるとか、いろいろその辺は現業局長あるいは保険課長等が、実情に応じてまして有効に使ってもらえるものというふうに考えております。

○森中守義君 この二千六百七十五万四千円がきまるに当って、来年度あたりこれを、要するに新種保険の伸びの状態ないしは全体的な保険事業の伸びの状態から判断をして、本定員に組みかえるというふうな約束はできておりますか。

○政府委員(大塚茂君) さしあたり新種保険がどういふ伸び方をするかはわかりませんが、前例にも従って、一まず賃金を要求をし、認められたわけでございますが、これが見通しが立てば、当然来年度はこれを定員化してもらわなければならないというふうに私も考えて、また予算のときは財政当局にはそういう申し入れはしてございます。

○森中守義君 この賃金で採用する人たちが全部本採用になり、組みかえができれば、これに越したことはありませんが、在来の情勢からいけば、それでも必ずしも実現するとはわかに判断できません。すると残った人たちは、一般の非常勤の採用条件からいけば、一年ごとに整理をするのですか。しかしそういうことになる、これは大へんなことになりまして、継続をして雇用をしていくような御意思がありますか。

○政府委員(大塚茂君) 私どもは家族保険が当然、私どもの予定しておるか、それ以上に伸びるということを確認したいしておりますので、この人たちが一年限りでやめさせられなきやならぬという事柄はない。先ほど言いましたように、むしろ来年度は定員化されたいことを望み、かつ確信をいたしておる次第でございます。

○森中守義君 周知宣伝費の一千三百二十五万四千円というのは、具体的にどういふようなことに使うのですか。

○政府委員(大塚茂君) これは従来簡易保険で使っておりますような使い方でございまして、まあポスターも作り、ちらしも作り、またラジオあるいはテレビ等による宣伝その他に使うと考えてございます。

それから契約雑費と申しますのは、御承知のように、新契約の獲得割合に応じまして、各局に雑費として配算をする。これは大体従来の率と同じような率で配算をする性質のものでございます。

○森中守義君 最後にもう一つ承わっておきますが、昨日、大臣にお尋ねをしたときに、保険局長の方からも同じようなお答えがありました。が、要するに十七億あるいは十八億という目標の設定に対して、国民一人当りの所得などが考慮されていない。こういうお話でありました。しかし、私は問題をそのときに徹底的なものにしないで、そのことに對する当局の考えはどうであるかというのをききようまで持ち越しております。これは私の調査によりまして、国民一世帯当りの収入は四十六万二千六百三十八円になっております。こういったようなことが、経済企画庁あたりで非常に詳しい資料を持っておりますが、大体全国平均あるいは各業種別の収入の状態等があらかた目見当で考えられて目標の算定がなされない。各地域別に目標を出していく郵政当局の奨励の方針にもかなり誤差を生ずるのじゃないかと、こう思うのです。従って本年度の算定の中でこれが入っていないとすれば、それはやむを得ないことですが、将来顧客のふところはどういう状態にある、こういったことぐらいのことはお考えになって、若干各郵政局に出されていく目標に、こぼれがあったにしても、それは理論的に納得できる内容のものであれば、あれも異存がないと思えますが、この目標の設定に当って、こういう国民所得の項目あたりを一つの要素としてお

考へになる御意思はありませんか。

○政府委員(廣瀬正雄君) 簡易保険の募集の目標の設定に当りましては、本委員会でも幾度か大臣から御答弁申しましたように、森中委員から御指摘のように、国民所得その他のいろいろな資料を参照いたしまして、そうした基礎に基きまして算出すべきであるということとは当然だと思っております。また、さような御答弁を大臣がいたしたわけでございまして、ところが、従来の目標の設定につきましては、前回答弁申しましたように、過去の、主として前年度の募集の目標、これに對しましてどんな実績が出たかというようなことを大体基礎といたしまして新年度の目標の設定をいたしております。国民所得というところになりますと、国民全体の預貯金と申しますと、資金の吸収、それに次ぎましては、民間の金融機関もございまして、あるいは民間の保険会社もございまして、こういったようなあらゆる民間の、全体の国民から吸収される資金、その総額、まあこういうことに基づいては、国民全体の所得と申すことが基準になると思うのでございまして、そのうちから特に簡易保険の募集の目標というふうなことになるならば、やはりどうしても前年度の実績というふうなことが基準になるべきだと考えておったのでございまして、御指摘によりまして非常に啓蒙されるところが多かつたわけでございまして、大臣が御答弁申しましたように、将来はさようなことも十分考慮いたしまして、国民所得ということも十分考慮いたしまして、簡易保険の募集の目標も、合理的に経済の基礎の上に立つて

の設定が必要ではないかと、かように考えております。

○森中守義君 これは中村次長を中心いろいろな保険係数の上に立つた算出であろうと思ひますから、あえて贅言を要する必要はないと思ひます。ただ問題は、政務次官も言われたように、やはり国民の所得のベースというものが何よりの基礎にならなければ、非常にいろいろな点において障害があると思ひます。だからして、私は、ぜひ国民所得をこういふものの基本ベースにしていただきたい、こう思ひます。従って来年度の目標の設定に當っては、ぜひそのことを入れていただきたい、こういうふうに思ひます。それと、また実際の保険の料額なり、あるいはそういったような問題も、どの程度が正しいかというの、要すれば国民の所得を一応の基礎にして、五万とか十万、二十万というものが出ていかなければ、生命保険という一つの精神に沿わない。それを完全に消化し、かつ満たしていくには、だれにもやさしく入ってもらえるような料額等の決定が必要だと思ひますから、ぜひそういうことの御勘案をお願いを申し上げまして、とりあえず私の質問を終りたいと思ひます。

○委員(手島榮君) 他に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

○委員(手島榮君) 他に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

○委員(手島榮君) 他に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

○委員(手島榮君) 他に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

○委員(手島榮君) 他に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

本日、吉米地義三君が辞任せられまして、その補欠に前田佳都男君が選任されました。

○委員長(手島榮君) 本案の取扱ひ方等に關しましては、しばらく打ち合せをする必要がございますので、暫時休憩いたします。

午後三時四十二分休憩

午後四時十九分開会

○委員長(手島榮君) ただいまより再開いたします。

郵便貯金の旧預金者等に対し旧預金部資金所屬の運用資産の増加額の一部を交付するための大蔵省預金部等損失特別処理法第四条の臨時特例等に関する法律案を議題といたします。

これより、本案に対する討論に入ります。どうぞ御意見のおありの方は御発言をお願いします。別に御発言もなければ、討論はないものと認めて御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(手島榮君) 御異議ないと認めます。

これより採決に入ります。

郵便貯金の旧預金者等に対し旧預金部資金所屬の運用資産の増加額の一部を交付するための大蔵省預金部等損失特別処理法第四条の臨時特例等に関する法律案を議題に供します。本案を可とされる方の御挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長(手島榮君) 総員挙手と認めます。よって本案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任をお願いいたします。〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(手島榮君) 御異議ないと認めます。よってさよう決定いたしました。

○委員長(手島榮君) 次に、簡易生命保険法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより本案に対する討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○森中守義君 私、日本社会党を代表して本簡易生命保険法の一部を改正する法律案に対する賛成の意を表明いたします。ただし、その賛成に先立ちまして、郵政当局に特段の配慮を願っておきたい点が二、三あります。

その第一の問題は、過日米、本案の審議に當って参りました中で明らかにしたものであります。この新種保険の設定が、今日ややもすると経営困難に陥らんとする簡易保険の一つの打開策でもあると思われましますし、かつまた、この新種の設定によりまして、相当業務量の増加が必然的に考えられるのであります。その業務量の増加の具体的な内容は、当局からの答弁等によりまして、かなり新種保険の設定に伴う具体的な内容等が述べられた中에서도明らかであります。しかるに、この業務量の増加に対して、単に資金要員の配賦をもつてこれに充てておる事実、これは何としても私どもの了承できないところでありまします。由米、定員あるいは資金要員等の問題は、従来し

ばはあらゆる機会をとらえて論議をかわし、かつ当局にも強く要請をし、その善処を促して参つたのであります。この法改正に對しても、何ら見るべき中身の無いことを遺憾とするところでありまして、極力すみやかにこの正規な定員の配賦、さらにまた資金要員の急速なる本定員への繰りかえを当局において善処されるよう特段の配慮を要望してやみません。と同時に、また予算におきましても、この新種設定に伴う業務量の増加が必然的に考えられ得るのであります。予算においても何ら見るべき措置がとられておりません。これは大蔵当局と郵政当局が予算の編成に當り、きわめて困難な事情等をも推察はできるのであります。が、そのことをして現状を可とするわけには参りません。少くとも、この予算の増加といふものは保険経営の喫緊の急務であり、しかも、質疑の中で明らかに参っておりますように、民間生命保険に對し郵政省の簡易生命保険の事業費の率が約一割の格差を持つておるといふことは、いかに郵政大臣が口をきわめて本事業に對する関心を持ち、事業の発展を日夜願ひながら専念されておるといふことを主張されても、ただいまの一事が示しますように、必ずしも本事業に對して精力を郵政大臣が集中されておるとは考えられません。従ひまして、この予算の大幅な増額、同時に具体的には事務費の率をもう少し増額するよう特段の配慮を願つてやまない次第であります。

さらにまた、事業の経営の面からも一考いたしますことは、簡易生命保険が長期の契約を最も経営の正常な状態であると云えるにかかわらず、近時に

おけるこの契約の状況は、ややもすると十年、十五年、二十年と短期の契約に集中されておき、しかも、三十年以上の各種類については著しく契約は激減しており、反面、短期の維持状況が良好であるに對して長期の契約は維持もまたきわめて悪化しておる状態でありまします。この両面から見る現象は、何としてもなお簡易生命保険事業の危機を憂へざるを得ないのであります。

先刻郵政大臣がこの質疑の中で約束をされましたように、すみやかに検討を加えるということと事足りてはおりませんが、本案の採決の前に、再度この問題に對し抜本的な検討を加えていただく、こういうお願いを申し上げておく次第であります。

以上、私は本案に對する二、三の要望を付しまして、自由民主党、日本社会党共同提案による附帯決議を付して本案に賛成の意を表するものであります。

以下、本附帯決議案の案文を申し上げます。

簡易生命保険法の一部を改正する法律案に對する附帯決議

一、最近における経済情勢の推移並びに家族保険の創設の趣旨にかんがみると、簡易生命保険の現行保険金最高制限額は低きに失し、その目的を達するに十分でないと思われ、よつて政府は、なるべくすみやかに右最高制限額を引き上げるよう措置すべきである。

二、福祉施設の拡充強化等契約者サービスの向上をはかるよう努力すべきである。

三、家族保険創設の趣旨にかんがみ、政府は、加入対象から除かれている父子世帯及び母子世帯の経済生活の安定をはかるため、母子保険等の実施について研究を進めるべきである。

四、簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に當つては、両保険制度の趣旨にかんがみ加入者の利益を増進するよう一段の考慮を払うべきである。

右決議する。

以上であります。

○委員長(手島榮君) 他に御発言もなければ、討論は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(手島榮君) 御異議ないと認めます。

これより採決に入ります。

簡易生命保険法の一部を改正する法律案を議題に供します。本案を可とされる方の御挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○委員長(手島榮君) 総員挙手と認めます。よつて本案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、討論中に述べられました森中守義君提出の附帯決議案を議題といたします。

森中守義君提出の附帯決議案を本委員会の決議とすることに賛成の方の御挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○委員長(手島榮君) 全会一致と認めます。よつて森中守義君提出の附帯決議とすることに決定いたしました。本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきまして

は、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(手島榮君) 御異議ないものと認めます。よってさよう決定いたしました。

○国務大臣(寺尾豊君) ただいま御可決をいただきました二法案に対しましては、特に御慎重で真摯な御審議を賜わりまして、本日ここに無事に御可決を賜りましたことを衷心より感謝を申し上げます。御礼を申し上げます。

特に、簡易生命保険法の一部を改正する法律案に付せられました附帯決議の四項目に対しましては、政府といたしましては、この附帯決議の御趣旨に従いまして、このことを万遺憾なく実行をして参ります決意でございます。今後とも一つよろしくお願いを申し上げます。まことにありがとうございます。

○委員長(手島榮君) 他に御発言もなければ、本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十二分散会

三月十七日本委員会に左の案件を付託された。

一、放送法第三十七条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(予備審査のための付託は二月十九日)

昭和三十四年三月二十六日印刷

昭和三十四年三月二十七日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局